

(別添1)

現行の支給申請書を使用する場合の「長期・頻回」の記載について

記載方法は、「継続月数」の場合

「摘要欄」に該当となる「(番号) 負傷名」と1月当たり10回以上の
施術が継続している月数(5カ月以上連続の場合は、治癒、中止、転医
するまで継続記載)を記載となっています。

以上から継続月数の記載について

| | | |
|------------|------|-----------------------|
| 1月10回以上の施術 | 1か月目 | 〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数1月 |
| | 2か月目 | 〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数2月 |
| | 5か月目 | 〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数5月 |
| 逡減開始 | 6か月目 | 〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数6月 |
| 施術回数が10回未満 | 7か月目 | 〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数7月 |
| でも逡減対象 | | |
| 治癒 | 9か月目 | 〈継続月数〉(1) 頸部捻挫、継続月数9月 |

※逡減について

継続月数(10回以上)が6カ月以上連続の場合は、治癒、中止、転医するまで
施術回数が10回未満でも0.5の逡減は継続されますのでご注意ください。